

## 南陽市屋内体育施設利用のガイドライン（第10段階）

教育委員会 社会教育課

### <対象施設：屋内体育施設>

- 1 市民体育館（メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、トレーニングルーム、エアロビクスルーム、研修室）
- 2 武道館
- 3 赤湯市民体育館
- 4 沖郷体育館
- 5 ライフル射撃場

### <開始日>令和4年6月1日（水）

### <利用条件>

#### （共通事項）

国・県・県教育委員会及び業界団体が示す基本的対処方針に準拠した利用となります。

- ① 利用者は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発令されている地域及び海外に在住していない方又は、過去2週間以内に訪問、帰省していない方とします。また、感染者が確認されている地域在住の方は、慎重にご利用ください。
- ② 利用者は過去2週間以内に、発熱や感冒の症状がない方とします。
- ③ 利用の際は、利用者名簿（氏名・連絡先・体調等）を作成し、利用申請書と一緒に提出とします。（専用利用のみとします。）なお、使用后2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者へ速やかに届け出て下さい。
- ④ 大会・イベントでの使用については、主催者側で以下に示した条件を満たし、事前に管理者と十分な打合せを行って下さい。

### <協力事項等>

- ① マスクの着用は、国・県・県教育委員会及び業界団体が示す基本的対処方針に準拠して  
ください。
- ② 発熱などの症状がある人は利用できませんので使用前の体温確認を徹底してください。
- ③ 換気を徹底するため、可能なかぎり、扉・窓を開放したまま使用していただきます。
- ④ 各競技団体が策定する感染防止に関する指針等に基づき使用していただきます。

※「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき、施設管理者だけでなく、施設利用者を含む関係者全員で感染防止対策を実施する必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

ガイドラインは以下の URL をご確認ください。

URL:[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/isa\\_00021.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/isa_00021.html)

※ 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、条件等を変更する場合があります。